

長崎県立大学における研究データの保存等に関する細則

〔平成 27 年 4 月 1 日制定〕
細 則 第 17 号

改正 令和 3 年 9 月 1 日細則第 28 号

(目的)

第 1 条 この細則は、長崎県立大学における研究活動上の特定不正行為防止に関する規程（以下「規程」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、本学の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この細則において「研究データ」とは、実験・観察記録ノート、実験データなどをはじめとする、研究活動に伴い発生または使用する以下に掲げるもののうち外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

- (1) 文書、数値データ、画像等の「資料」
- (2) 実験試料、標本等の「試料」
- (3) 装置

2 この細則において「研究者」とは、規程第 2 条第 2 項に定める研究者をいう。

3 この細則において「研究倫理教育責任者」とは、規程第 5 条第 1 項に定める学部等の長をいう。

(研究データの保存)

第 3 条 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、当該学部の研究者に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

(保存期間)

第 4 条 研究データの保存期間は、以下のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10 年間とする。ただし、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合で、

廃棄しても研究活動の正当性の証明ができると、研究者自身が判断した場合には、研究者の責任で廃棄することも可能とする。

- (2) 第2条第1項第2号及び第3号に定めるものについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものなどやむを得ない事情がある場合で、廃棄しても研究活動の正当性の証明ができると、研究者自身が判断した場合には、研究者の責任で廃棄することも可能とする。
- (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- (4) 共同研究等の研究で、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

(責任)

第5条 研究データの保存は、担当する研究者自身が主たる責任を負う。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該学部の研究者の異動や退職に際して、研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップによる保管又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

(開示)

第6条 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

- 2 異動した研究者について、異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、大学が保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関及び関係省庁から調査を求められたときも同様とする。

一部改正[令和3年9月1日細則第28号]

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。